

別添

平成 18 年 7 月 26 日

厚生労働大臣 川崎 二郎 殿

中央最低賃金審議会  
会長 今野 浩一郎

平成 18 年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

平成 18 年 5 月 12 日に諮問のあった平成 18 年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 平成 18 年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一  
致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見  
解（別紙 1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙 2）を地  
方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審  
議会において、別紙 1 の 2 に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主  
性を發揮されることを強く期待するものである。

## 平成18年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解

- 1 平成18年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安は、次の表に掲げる金額とする。

平成18年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安

ランク	都道府県	金額
A	千葉、東京、神奈川、愛知、大阪	4円
B	栃木、埼玉、富山、長野、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、広島	4円
C	北海道、宮城、福島、茨城、群馬、新潟、石川、福井、山梨、岐阜、奈良、和歌山、岡山、山口、香川、福岡	3円
D	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、徳島、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄	2円

- 2 (1) 目安小委員会は本年の目安の審議に当たっては、平成16年12月15日に中央最低賃金審議会において了承された「中央最低賃金審議会目安制度のあり方に関する全員協議会報告」を踏まえ、特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整備充実に努めてきた資料を基に審議してきたところである。

目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては最低賃金の審議に際し、上記資料を活用されることを希望する。

- (2) 目安小委員会の公益委員としては、中央最低賃金審議会が本年度の地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることを要望する。

## 中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告

平成18年7月21日

## 1はじめに

平成18年度の地域別最低賃金額改定の目安については、累次にわたり会議を開催し、目安額の是非やその根拠等についてそれぞれ真摯な論議が展開されるなど、十分審議を尽くしたところである。

## 2労働者側見解

労働者側委員は、景気は確実に回復を続け、企業業績は全体として改善が進んでいる一方、労働者生活は置き去りにされ、所得の二極化が加速するとともに、消費者物価も上昇に転じ、低所得層の生活苦がさらに深刻化しており、低所得層の改善に結びつく政策対応が急務であると主張した。

労働市場の改善も進んでいるが、雇用形態の多様化が低所得・不安定雇用の増加を伴って進んでおり、雇用者に占める非典型労働者の比率は、すでに3人に1人の割合に達していると指摘し、持続可能な安心して暮らせる社会であるために、「生活できる賃金」をナショナルミニマムとして保障することが極めて重要になってきていると主張した。

加えて、現在の最低賃金時間額の全国加重平均は668円であり、連合がマーケットバスケット方式によって試算した若年単身労働者の必要最低生活費（さいたま市で月額146,000円（時間額840円）、宮崎県延岡市で134,000円（時間額760円））を大きく下回っており、賃金構造基本統計調査の一般労働者の所定内時間当たり賃金の36.5%の水準でしかなく、さらに、諸外国と比べ、我が国の最低賃金水準が見劣りすることも大きな問題であると主張した。また、この数年間の最低賃金の影響率は極めて低く、その存在感は希薄になってきており、少なくとも、単身でも最低限の生活ができる水準を実現すべく、明確な水準改善を図ってこそ、最低賃金の存在感を社会にアピールしていくことができると主張した。

以上の点を踏まえれば、今年の目安決定に当たっては、存在感のある最低賃金するために、生計費・各種賃金指標の現行水準や環境変化の動向を踏まえ、二桁台の目安を提示すべきであり、少なくとも昨年を大幅に上回る必要があると最後まで強く主張した。

なお、今回公益側委員から提起された課題（地域ごとの経済実態の違い等により各ランクごとの改定率に差をつけること）については、長年にわたって慣行としてルール化されている目安の決定方法を根本から見直すものであり、現行の最低賃金水準そのものやデータのあり方等も含め、原点に立ち返った議論が必要であり、そのためには、おおむね5年ごとの見直しにとらわれず、テーブルに着くことはやぶさかでないと考えていると主張した。

## 3使用者側見解

使用者側委員は、日本経済全体が回復基調にあるにしても、地域間や産業間、企業規模間、さらには同じ地域あるいは同じ産業の企業の間においても、景況感・業況感にばらつきがみられると主張した。日銀の「地域経済報告」等では、全体としては着実な回復基調にあるものの、「依然として地域間でばらつきがみられている」とされており、す

べての地域が同様の状況にあるのではないということに留意する必要があると指摘した。

中小企業の景況は改善してはいるものの、大企業に比べて遅れがみられるとともに、地域や業種によってばらつきがみられ、また、企業倒産件数が増加傾向にあるとともに、資金繰り判断や金融機関の貸出態度判断において大企業と中小企業の間でかなりの温度差があると指摘した。さらに、原油をはじめとする原材料費が高騰し、企業経営を圧迫し続けていることなどを背景に、業況判断は再び悪化に転じ、先行き不透明感・不安感は高まっており、設備投資計画においても、中小企業は前年度比がマイナスであり、単に現在のみならず、将来的な観点からしても、引き続き厳しい状況に置かれる可能性があると指摘した。さらに、国際経済情勢、為替や株価の動向、国際競争の激化、ＩＣＴ化による技術革新への対応など、企業経営を取り巻く先行きの不透明感・不安定感の原因には枚挙に暇がないと主張した。

加えて、賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率は、Aランク、Bランクの0.6%に対して、Cランクは0.4%、Dランクは昨年に引き続き0.0%と、厳しい現状を反映した結果が出ていると指摘した。さらに、今年の賃金交渉結果をみても、大手企業、中小企業ともほぼ横ばいで、ベースアップを実施しなかった企業が大多数を占めたということを意味しており、このことは、賃金改定状況調査の第1表において賃金改定を実施しない事業所の割合が5年連続して50%を超えていていること等からも明らかであると主張した。

以上の点を踏まえれば、今年度の目安は、賃金改定状況調査の第4表で最も数値の低かったDランクの賃金上昇率である「ゼロ」を考慮すべきであり、有額の目安を示すことは適当ではないと最後まで強く主張した。

#### 4 意見の不一致

本小委員会としては、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところであるが、労使の意見の隔たりが大きく、遺憾ながら目安を定めるに至らなかった。

#### 5 公益委員見解及びこれに対する労使の意見

公益委員としては、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、賃金改定状況調査結果を重要な参考資料として目安額を決定するというこれまでの考え方を基本としつつ、上記の労使の小規模企業の経営実態等の配慮及びそこに働く労働者の労働条件の改善の必要性に関する意見等にも表われた諸般の事情を総合的に勘案し、公益委員による見解を下記1のとおり取りまとめ、本小委員会としては、これを公益委員見解として地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとした。

今年度の目安額の算定については、基本的には各ランク同率の引上げ率とする考え方を踏まえつつ、ランクごとの経済実態に大きな相違があるといった特殊事情も踏まえて総合的に勘案したものである。

また、同審議会の自主性発揮及び審議の際の留意点に関し、下記2のとおり示し、併せて総会に報告することとした。

なお、下記1の公益委員見解については、労使双方ともそれぞれ主張と離れた内容となっているとし、不満の意を表明した。

#### 記

(以下、別紙1と同じ。)

## 最低賃金制度と地域別最低賃金額の改定に係る目安制度の概要

### 1 最低賃金制度とは

最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

### 2 最低賃金の種類

最低賃金には、産業に関わりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば電気機械器具製造業、自動車小売業など特定の産業に働く労働者に適用される「産業別最低賃金」の二種類が設定されている。

### 3 最低賃金の決定と最低賃金審議会

最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ①労働者の生計費
- ②類似の労働者の賃金
- ③通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改定されることとなっている。

最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、地域別最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議を経て、都道府県労働局長が決定又は改定することとなっている。

### 4 地域別最低賃金額改定に係る目安制度の概要

昭和53年から、地域別最低賃金の全国的整合性を図るため、中央最低賃金審議会が、毎年、地域別最低賃金額改定の「目安」を作成し、地方最低賃金審議会へ提示している。

また、目安は、地方最低賃金審議会の審議の参考として示すものであって、これを拘束するものでないこととされている。

なお、地域別最低賃金額の表示については、従来、日額・時間額併用方式となっていたが、平成14年度以降時間額単独方式に移行されており、目安についても、平成14年度以降時間額で示すこととなっている。

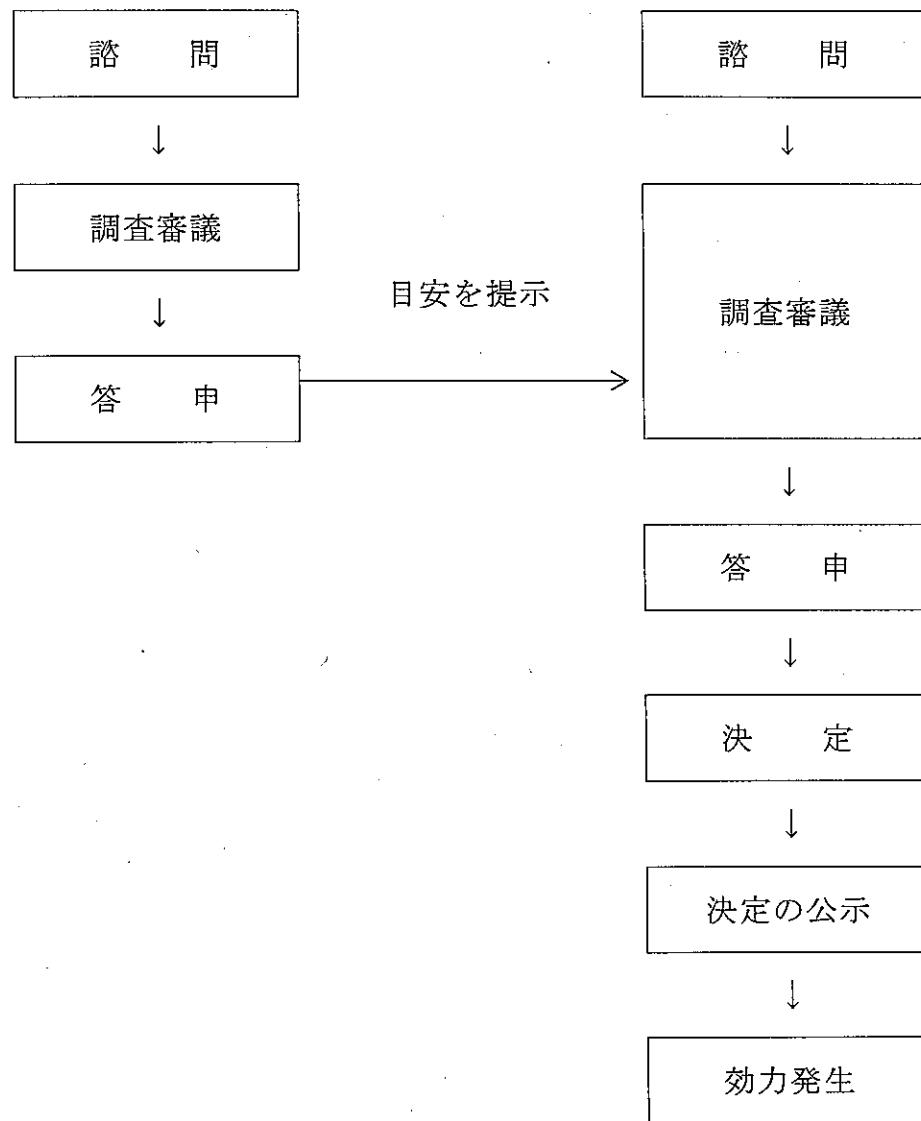
## 目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

中央最低賃金審議会

地方最低賃金審議会

## 【目安審議】

## 【地域別最低賃金審議】



## 地域別最低賃金額改定の目安の推移

(単位：円)

	① 日額による目安						② 時間額による目安				
	平成8年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
引上げ率(%)	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	—	0.0	—	0.4	注4
Aランク	108	116	97	49	44	38				3	4
Bランク	103	110	92	47	42	36	注3	0	注3	3	4
Cランク	99	106	89	45	40	35				3	3
Dランク	93	100	84	43	38	33				2	2

(注) 1 各ランクごとの改定の目安は、最低賃金（平成13年度までは日額、平成14年度から時間額）に対する金額である。

2 A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分したもの。

3 平成14・16年度の目安は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適當」である。

4 平成18年度の目安は、基本的には各ランク0.5%の引上げ率とする考え方を踏まえつつ、ランクごとの経済実態に大きな相違があるといった特殊事情も踏まえて総合的に勘案したものである。

## 地域別最低賃金の全国加重平均額と引上げ率の推移

(単位：円、%)

年度 最低賃金額	平成7年度	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
時間額	611	623	637	649	654	659	663	663	664	665	668
(前年比、%)	(2.35)	(1.96)	(2.25)	(1.88)	(0.77)	(0.76)	(0.61)	(0.00)	(0.15)	(0.15)	(0.45)
日額	4,866	4,965	5,075	5,167	5,213	5,256	5,288	—	—	—	—
(前年比、%)	(2.29)	(2.03)	(2.22)	(1.81)	(0.89)	(0.82)	(0.61)	—	—	—	—

(注) 1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。

2 ( )内は引上げ率(%)を示す。

3 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。

## 平成17年度地域別最低賃金改定状況

ランク	都道府県名	最低賃金時間額(単位:円)	発効年月日
A	東京	714	平成17年10月1日
	神奈川	712	平成17年10月1日
	大阪	708	平成17年10月1日
	愛知	688	平成17年10月1日
	千葉	682	平成17年10月1日
B	埼玉	682	平成17年10月1日
	京都	682	平成17年10月1日
	兵庫	679	平成17年9月30日
	静岡	677	平成17年10月1日
	三重	671	平成17年10月1日
	滋賀	657	平成17年10月1日
	栃木	652	平成17年10月1日
	長野	650	平成17年10月1日
	広島	649	平成17年10月1日
	富山	648	平成17年10月1日
C	岐阜	671	平成17年10月1日
	奈良	652	平成17年10月1日
	茨城	651	平成17年10月1日
	山梨	651	平成17年10月1日
	群馬	649	平成17年10月1日
	石川	649	平成17年10月1日
	和歌山	649	平成17年10月1日
	福岡	648	平成17年10月1日
	新潟	645	平成17年9月30日
	福井	645	平成17年10月1日
	岡山	644	平成17年10月1日
	山口	642	平成17年10月1日
	北海道	641	平成17年10月1日
	香川	625	平成17年10月1日
	宮城	623	平成17年10月1日
	福島	614	平成17年10月1日
D	徳島	615	平成17年10月1日
	愛媛	614	平成17年10月1日
	高知	613	平成17年10月1日
	鳥取	612	平成17年10月1日
	島根	612	平成17年10月1日
	山形	610	平成17年10月1日
	大分	610	平成17年10月1日
	熊本	609	平成17年10月1日
	青森	608	平成17年10月1日
	岩手	608	平成17年10月1日
	秋田	608	平成17年9月30日
	佐賀	608	平成17年10月1日
	長崎	608	平成17年10月1日
	宮崎	608	平成17年10月1日
	鹿児島	608	平成17年10月1日
	沖縄	608	平成17年10月1日